

業務店受付センター 再加入優待チケットの運用について

2014年1月6日

営業本部 業務店受付センター
業務推進本部 オペレーション企画部

本件の施策概要に関する問合せ 業務店受付センター 03-6741-4150
UNIS登録や管理に関する問合せ オペレーション企画部 03-6823-7037

■実施概要

業務店受付センターでの解約受付時に「閉店・廃業」で解約となる顧客に対して、今後の新規開業時に優待条件で再加入できる『再加入特別ご優待チケット』の配布を実施していきます。

チケットの配布対象は、今後の再出店に前向きな顧客を選定して配布をおこないます。
※やむなく閉店してしまった顧客への心象を配慮し閉店解約全件を対象にはしません。

配布方法は、解約時に必要な「解約届出書」に同封して業務店受付センターが発送します。

◆配布開始日：2013年1月より

No:0000000

USEN♪ご利用者様限定特典

有効期限：2015年8月31日

再加入 特別ご優待 チケット

今後、新規開業をされる際は、ご加入歴のあるお客様限定の特別優待条件でUSEN音楽放送の再加入ができます。
※優待条件は、再加入時に担当営業へお問合せください。

お客様番号

XXXXXXXXXX

本券は時期出店時まで大切に保管してください。

USENインフォメーションセンター→

0120-117-440

受付時間 9:00～22:30 (年中無休)

↓チケット裏面



チケットの有効期限が印字されます。

チケットを管理する為の通番が印字されます。
※同じ通番は発行しません。

チケットを送付するお客様の解約時のUNIS顧客番号を記載します。

【チケット使用時の加入条件】
 本券を使用した場合の特別条件は、**月額料金の最大3ヶ月分（設置当月を含む）をサービス**できます。
 再加入の契約時、チケットと引き換えに優待条件を適用してください。※稟議決裁NO.01-201312-0589

(注) チケットの転売や申込み入電の思い留まりを防止する為、優待条件はチケットには明記しません。
 ※月額料金のサービスは、音楽放送（SP・SP-i・ケーブル）のみ適用できます。

■ 優待チケットの取扱い方

◆ チケット使用条件

優待チケットは、加入申込みを促すためのツールとして考えてください。

チケットの特性上、前提として加入者本人に有効ですが、本券の所有者を必ず厳守するところまでは規制を設けません。（親族間での譲渡など、適宜判断のうえ対応してください。）

チケットの再発行・有効期限切れ・コピーによる模造品は対応できません。

優待チケット条件は適用できませんので、同条件での契約が必要な場合は稟議起案で対応してください。

◆ 手続き・管理方法

優待チケットを使用すると、設置月含め3ヶ月サービスの適用が受けられます。
 その際、別途稟議起案をする必要はありません。（稟議決裁NO.01-201312-0589）

イニシャルやランニングの値引きと重複して新規契約となる場合は、規定外値引申請書の起案が必要です。

回収した優待チケットは、再加入時の加入申込書の原本と合わせて保管してください。

※申込書に優待チケットをホッチキス止めしてください。

◆ 訴求のねらい

優待チケットは値引き加入を推奨するものではなく、閉店解約受付時に正規に請求すべき最終課金の理解・納得をして頂くためのCS向上策として配布をしていきます。

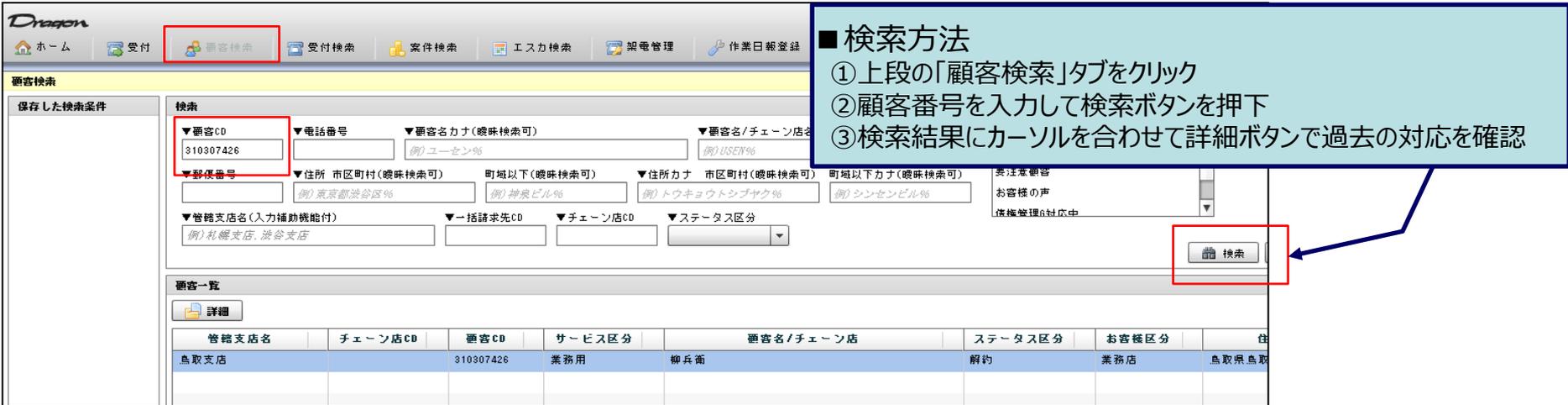
最終課金での顧客ストレスを未然に回避し、今後の再加入意欲の失墜を防止することを目的とします。

■ チケット利用顧客の確認方法

優待チケットを使用して再加入時、チケットに記載されている顧客番号を元に過去の加入状況を確認してください。

1、Dragonの顧客検索で顧客を特定

優待チケットに記載されている顧客番号をDragonの顧客検索を使用して検索し、過去利用の顧客情報を特定してください。 ※Dragonは自管轄以外の顧客情報の確認（検索）が可能です。



■ 検索方法

- ① 上段の「顧客検索」タブをクリック
- ② 顧客番号を入力して検索ボタンを押下
- ③ 検索結果にカーソルを合わせて詳細ボタンで過去の対応を確認

管轄支店名	チェーン店CD	顧客CD	サービス区分	顧客名/チェーン店	ステータス区分	お客様区分	住
鳥取支店		310307426	業務用	柳井街	解約	業務店	鳥取県鳥取

2、業務店受付センターへ問合せ

解約当時の経緯を確認したい場合は、優待チケットの発行元である業務店受付センターへご連絡ください。業務店受付センターで顧客を特定し、報告致します。

■新設時のUNIS登録

優待チケットのお客様を新設登録時、優待チケットによる加入の旨を以下の項目に入力してください。

◆**顧客画面 – 代理店コード** : 「**D02066 再加入優待チケット**」

優待チケット使用時の専用代理店コードを登録してください。

◆**顧客画面 – 顧客備考欄** : 「**業務店受付センター優待チケット使用 顧客CD : XXXXXXXXXX**」

優待チケットに記載されている顧客番号とチケット使用の旨を入力してください。

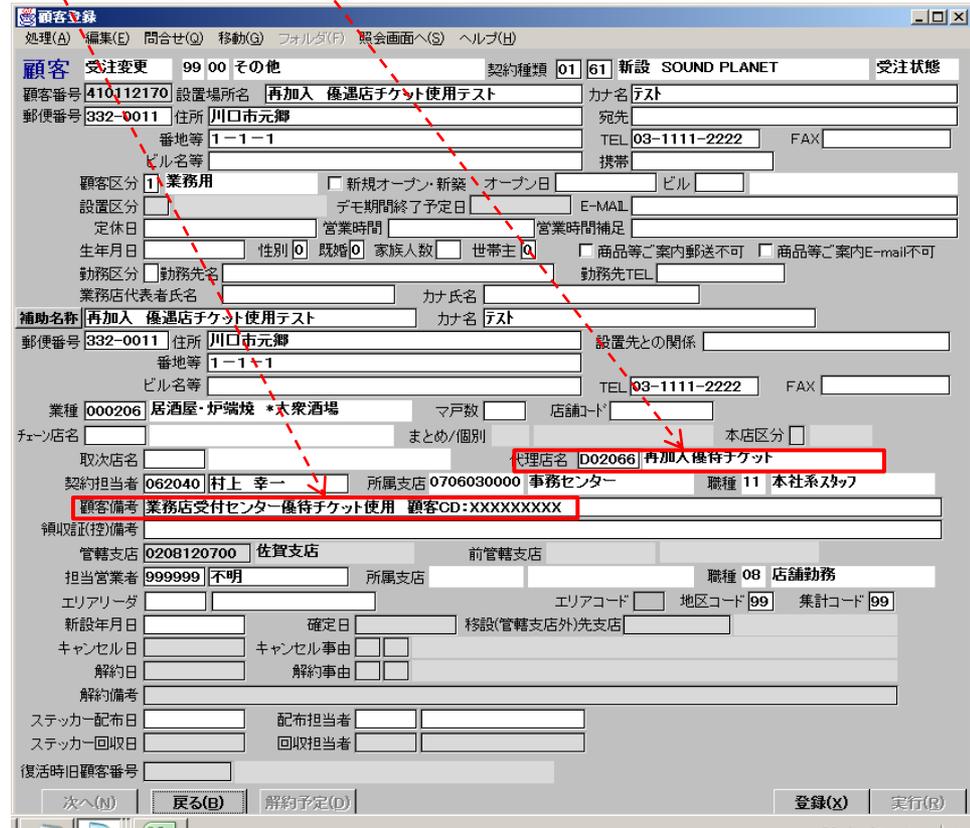
◆**契約画面 – 集金開始年月** :

優待月以降の課金開始年月を指定

優待月分のサービスは、新設継続サービスとして扱います。

例) 2014年4月(新設月)より、3ヶ月分優待する場合

⇒ 「集金開始年月 = 2014/07」を設定



顧客登録画面のスクリーンショット。以下の項目が赤い枠や矢印で強調されている:

- 代理店名: D02066 再加入優待チケット
- 顧客備考: 業務店受付センター優待チケット使用 顧客CD: XXXXXXXXXX
- 集金開始年月: 2014/07

【補足】

優待チケット使用による新設登録時の契約種類は、通常の新設関連の契約種類を使用してください。

(注) 「01-14 新設 復活業務店」は、使用しないでください。同一店舗が解約して再加入する場合にのみ「01-14」を使用します。